

○森ゆうこ君 おはようございます。森ゆうこでございます。今回は予算の筆頭理事という大変な仕事をいただきまして、ありがとうございます。衛藤筆頭理事を始め各会派の皆様の御協力をいただきまして、前田委員長の下、しっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

早速質問に移らせていただきます。

まず、総理に確認をさせていただきたいんですが、経済財政政策について、この経済財政政策についての司令塔はどなたでしょうか。

○内閣総理大臣（菅直人君） さきの内閣改造において、私は、海江田大臣に内閣における経済の司令塔の役割を果たしていただける方を任命したと申し上げました。マクロ経済を中心に、海江田大臣に経済財政担当大臣として頑張っていきたいと、こう思っております。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。大変ほっとしておりますというか、大変海江田大臣に期待をさせていただいております。

それで、海江田大臣に、経済財政政策の司令塔として、我が国の経済財政の基本認識についてまず伺いたいと思っております。

○国務大臣（海江田万里君） おはようございます。

今、菅総理からも司令塔という言葉で、責任を持ってやれということだろうと思っておりますので、本当に今厳しい状況でございますので、その責任の重さの前に身の引き締まる思いでございます。

今、森ゆうこ筆頭理事から、経済財政の現状認識どうということだということでございます。

経済につきましても、昨日のこの席でもお話をいたしました。リーマン・ショック以来、去年の春を底に徐々に持ち直しの動きはございます。しかし、その持ち直しがまだ自律的な回復、つまりいろんな形で、これは例えばエコポイント、エコカーの補助などもございました、そうした政策的な後押しもあってその持ち直しは続いているわけでございますが、やはり今ここへ来まして、特にこれから年末を迎えるに当たって、円高の問題、それから雇用が引き続き高い、五%ぐらいのところまで失業率が高止まりをしている、あるいはアメリカの経済、ヨーロッパの経済、中国の経済等がありまして、非常に厳しいものがあるという認識を持っております。これが経済でございます。

あと財政でございますが、この財政につきましても、もう森筆頭は御案内だろうと思っておりますが、我が国では毎年毎年の予算が税収を上回るこれは借金をしているという状況もございまして、それから、長期債務のストックがGDPの、これはいろんな統計がありますが、一八〇%を超える状況にあるということもございまして、大変財政についても厳しい状況があると。

ですから、私も、野方図な財政出動をしているという考え方ではございません。ただ、今私が国の借金がGDPの一八〇%を超える数字があるということも言いましたけれども、これ少し専門的になりますが、債務には実は二通りありまして、総債務あるいは粗債務と、これが大体今お話をしましたGDPの一八〇%を超える状況と。そしてもう一つ、統計の取り方では、この総債務から金融資産を除きました純債務というのがございます。この純債務で見ますと、大体我が国のGDPの二〇%ぐらいになっています。ほぼイタリアなんかと同じでございます。

もちろんこの数字も非常に高い数字ではありますが、ただ、日本の国のように、今言いました総債務とそれから純債務との間にかなりの差があるということはほかは余りございませぬので、これは何なのかということ、やはり日本はその意味では国が金融資産などを持っているわけですから、ただ、もちろんその金融資産すべてが活用できるというところではありませぬが、中にはやはりまだ活用できないんじゃないだろうかというものは国の不動産などの資産もございまして、

こういうものの資産の活用ということも考えてみてはどうだろうかということも私は代表選などを通じて訴えをしてきたところでございまして、もちろんこれから運輸行

政刷新の大臣が、もう十月でございます、今月から税金の無駄遣い、特に特別会計にメスを入れますから、そういう全力を尽くしてやはりこの財政の再建、財政の健全化に努めなければいけない、そのように考えております。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。
私、最後の後段の方の活用できる資産、そこに対する認識、ここに果敢にチャレンジするのか、これに私は大いに期待をさせていただきたいと思っております。
今のような状況ですと、もうどうしても増税、財政再建至上主義、こういうふうになりかねませんので、それではますます経済が駄目になる。そういう意味で果敢にチャレンジをさせていただきたいと思っておりますが、円高は十五年半ぶりに一時八十円台ということで大変な状況なんです、この円高を利用した積極的な投資政策などにつきまして是非御説明をさせていただきたいと思っております。

○国務大臣（海江田万里君） 具体的には、例えば経済産業大臣などもお考えがございましてお話があるかと思っておりますが、私からは、確かに円高というのは二つの側面がございまして。一つは、やはり輸出関連の企業あるいはとりわけその下請の企業などが、本当に悲鳴にも似たような叫びが昨日も私の事務所に幾つかメールが届いておりましたけれども、そういう状況がございまして。これに対しては、今回のこのセカンドステップ、総合緊急経済対策で手当てをしなければいけないというふうに思っております。
これは本当に喫緊の課題でございまして、それと同時に、円高のメリットと申しますか、あるいはもう一つの側面として、やはり円が強くなっているわけですから、今この二〇一〇年の時点でこの強い円を背景に国が何をしなければいけないかという考え方があろうかと思っております。
もちろん、この円高というのは今回が初めてではございませんし、私も八〇年代、九〇年代の円高ということも経験しておりますが、そのころ……

○委員長（前田武志君） 海江田大臣、答弁は簡潔にお願いをいたします。

○国務大臣（海江田万里君） はい、分かりました。
そこで、私どもは特にやっぱり資源に力を入れて、資源を、それこそ鉱山を買うでありますとかあるいはその権利を手に入れるでありますとか、そういう資源を、日本が今足りていないその資源を購入するために力を尽くすと、そのこともこのセカンドステップの緊急総合経済対策の中に入れてございまして。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。
ちょっと具体的なところはまた次回ということではございますけれども、今の特に資源をしっかりと買っていくということについては是非積極的に早く取り組んでいただきたいと思っております。
あわせて、今御言及がなかったんですけれども、国家ファンド、先ほどの新幹線の整備、地域、日本全国のインフラのネットワークを完成させる、そして高度経済成長時代に造ったインフラの更新、ここに国家ファンドあるいは地域インフラの原資として、フローの部分ではなくてなかなか難しい部分があるんですけれども、ストックの部分で活用できるものは積極的に活用する、これこそは政治主導でなくては絶対できませんので、その点について御決意をいただきたいと思っております。（発言する者あり）

○国務大臣（海江田万里君） じゃ、手短に申し上げます。
国家ファンドにつきましては、民主党の政策で、特に経済対策で出てきたところでございまして、玄葉政調会長とも御相談をいたしましたけれども、党自体の国家ファンドの設計自体はまだ確定していないということも、私はそのように理解をしております、これからの検討課題かなということではございまして。

○森ゆうこ君 是非積極的にやっていただきたいと思っております。
そこで、個別の政策に移りたいと思っておりますが、子育て支援について小宮山副大臣に伺いたいと思っております。
子ども手当、少子化対策、これは成功したスウェーデンやフランスなどというのは

もっと日本より多くの家族政策経費を投じておりますが、子ども手当の創設に対する小宮山副大臣の思い、また子ども手当の意義について伺います。

○副大臣（小宮山洋子君） 御質問ありがとうございます。森筆頭も御承知のように、民主党、ずっと子供政策、力を入れてまいりました。いっつもこの国ではどうしても子供のことが実質的に後回しになってきた中で、持ちたい数の子供を産み育てられ、しかも生まれてきた子供が生き生きと生きられる、そのためには総合的な政策が必要だと思っております。今の若い方たちも本当は二人は子供が欲しいという方がたくさんあるのにそれが持てない。その理由を聞きますと、最大の理由が必ず経済的な負担ということなので、そこにこたえようというのがこの子ども手当でございます。それで、昨日もちよっと申し上げましたが、控除から手当へということ、控除だとどうしても高額所得の方に厚くなりますので、そういう中で低所得者の方に厚くしてこの経済的な負担にこたえていきたいというふうに思っております。日本は子育てへの支援がGDPの中で非常に先進国の中で最も低い国の一つで、〇・八%しかないんですね。少子化対策というより子供を産み育てやすい対策をしっかりと取っているフランスとかスウェーデンでは日本の三倍ぐらいの予算をGDP比投じておりまして、それでフランスの場合は出生率が一・九九、スウェーデンは一・九四、日本は一・三七ですので、持ちたい人が安心して産み育てられるようになれば、結果として出生率が上がり少子化でなくなっていくことだと思います。日本は世界でもう既に最も少子化の国になっておりますので……（発言する者あり）

○委員長（前田武志君） 質疑の妨げになりますから、質疑者以外の方は御静粛に願います。

○副大臣（小宮山洋子君） この経済的な支援だけではなく、これからつくろうとしております子ども・子育て新システムなど、保育所の充実とか現物給付と言われているもの、また働き方、ワーク・ライフ・バランス、これを保っていくことなど、総合的に、是非これは与野党を超えて皆さんのお力をいただいてしっかり進めてまいりたいと思っております。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。皆様のお手元にも資料を配らせていただいておりますけれども、今副大臣の方から御説明をいただきました各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較でございます。（資料提示）もう一目瞭然だと思っておりますけれども、日本におけるこの支出というのは大変少ない。少子化対策に成功しているフランス、スウェーデンなどの数字をしっかりと見ていただきたいと思います。私は、子供政策、家族政策というのはもう二十年は遅れたと思っております。もっとしっかりと早くやっていたら、このような少子化、本当に深刻です、こういう状況にはなっていない、そのように思いますので、是非しっかりとお願いをいたしたいと思っております。そこで、いろいろ子ども手当については御批判もございましたので、この点について、外国人の子供の問題など、これはどのようにこれまで改善し、また今後どのように改善されるのか。あわせて、子ども手当か保育所かというその議論自体が不毛なんですよ、子育て支援、家族政策にしっかりと予算を積み増していく、このことについて質問させていただきたいと思っております。

○副大臣（小宮山洋子君） 今御質問ありましたように、子ども手当については審議の過程でいろいろな問題があったということは認識をしております。一つは、海外に居住する子供への対応。これは以前の政権で行われていた児童手当でも同じ問題を含んでいたわけではございますけれども、これについては来年度の制度設計の中で原則として海外に居住している子供は外したいというふうに考えています。ただ、日本に御両親や保護者がいらして留学をした場合にどうするかということがありますので、これについては例外規定を海外でもイギリス、フランス、スウェーデンなどは設けておりますので、そういう工夫ができるかもしっかりと検討をしてま

言する者あり)

○森ゆうこ君 いろいろ私の質疑に介添えがあるんですけども、少し御静粛にしていただければ有り難いかなというふうに思います。民主党政権になって、この診療報酬をもう本当にわずかではありますプラスに改定した。これは非常に大きな政策転換だと思いますし、今後、国民の今一番望んでいるのは医療、介護の充実等々でございますので、是非今後も頑張っていたきたいと思っております。

そこで、医療にはいろんな問題が今山積しているんですけども、中でも救急医療、救急の患者さんの搬送を拒否するというのが大きな要因として、人工呼吸器を付けたといういろいろな患者さんのその後、ケアをできる、引き受けることができないという病院がなかなかない。そういうところで、今度は救急ベッドが空かないという大きな問題がございます。

先日、札幌に参りまして、医療と介護のフォーラムに出席いたしました。そこで出向きました札幌の井上病院、森松静看護部長から、配材を献身的に帰って自宅まで人工呼吸器を付けた患者さん、この方たちはもう自宅に帰って自宅まで人工呼吸器を外すことができない、そういう事例でございまして、これちょっと見ただけで、八、十床中七、五人が人工呼吸器を付けていて、その三〇%、離れ、もうそういう患者さんだけを受け入れて、一生懸命ケアをして、その三〇%、大変驚きました。

こういう新しい取組をしっかりと支援をしていく、尊厳ある生を全うするための医療、そして介護、この連携ということについて厚生労働省としても努力をするべきであると考えますが、この点について御答弁をいただきたいと思っております。

○国務大臣(細川律夫君) 森委員、大変いい質問をしていただいたと思っております。これは、医療とか介護、このチーム医療をしっかりと充実をさせていかなければいけないというところの御指摘であらうと思っております。この今指摘のありました病院などの方も、やはりお医者さん、それか看護師さん、そして介護職員、いろんなたぐいの方たちがチームを組んで医療をされていると、そういう成果だと思いたいです。私もこれにはしっかりと取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

そこで、こういうチーム医療については、来年度の予算でこれはしっかりと予算を取りまして、そういうチーム医療をやった場合、どこまで効果があるかというように、これを実証的にやっていると、こういうことを決めておりました。それをやりまして、それを進めていくと、こういうことと、森先生の今の御提言も受け止めまして進めていきたいというふうに思っております。

○森ゆうこ君 もう一度見ただきたいんですけども、人工呼吸器、これを外すための呼吸ケアチーム加算というものが本年度から診療報酬で週一回、百五十点加算されませんでした。しかし、この病院にいらっしゃる多くの患者さんの場合は適用されません。なぜかという点、この診療報酬が、一か月以内、急性期にしか対応できない現場に、このケアというものは一か月以上大掛かりな現場に、対応できないというところ、今大臣の御答弁で、こういう先進的なチーム医療にしっかりと来年度予算配慮をいただければ、という御答弁をいただきました。是非御期待をさせていただきたいと思っております。

続きまして、厚生労働大臣ばかりで申し訳ないんですが、消えた年金記録問題につきまして、今後どのように取り組んでいられるのか、端的にお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(細川律夫君) お答えいたします。年金記録問題につきましては、国民の皆さんから大変不信感を強くされた、そういう問題もございまして、これについてはしっかりと国家的なプロジェクトとして取り

組んでいかなければというふうに思っております。ここで、この年金記録につきましては、これまでまずやっておりますのが年金のコンピュータ記録とそれから紙台帳との突合でございます。これは、これまでやってまいりましたねんきん特別便におきまして全員の方に年金記録を送りたいまして、送御自分の記録が間違っているかどうかというところを知らせていただくというのでありますけれども、それに加えて、今度は国の方から、コンピュータと紙台帳を突合いたしましたので、そこでは、国の方からこういう違いがある場合、国の方からこういう、あるいはコンピュータ記録と紙の突合を始めてまいりました。これが実際には十二日から開始をいたしましたところでございます。それから、もう一つ、年金記録につきましては……（発言する者あり）失礼いたしました。そういうことを進めてまいります。

○森ゆうこ君 今お話がありました紙台帳との突き合わせ作業につきまして、昨日大変な大きな事件が起きました。これは既に逮捕者が起っているものでございますけれども、この件について事実関係をまずお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣（細川律夫君） これは、昨日逮捕者が起るといふ不祥事が起こりました。国民の皆さんにはいろいろな問題で年金記録に対しての不信感がある、何とかそれを回復するようというところで、年金記録の回復をしっかりとやっているそのなかで、こういう問題が起ったことを、本当に私も残念に思っております。今お話がありましたこの事件につきましては、日本年金機構の職員が、コンピュータ記録と紙台帳の突合、この事業についての落札の前に、官報に公示前に仕様書などの入札情報を一部の業者に漏えいしたというもので、この職員は昨夜、官製談合防止法違反容疑で逮捕されたというところでございます。

○森ゆうこ君 この問題は、大変やみ深い、実は。自民政権時代から続くいろいろな問題が絡んでいるというのではないかと、このように思っております。紙台帳の突き合わせ作業につきましては、費用対効果も含め、大変な巨額の税金が投入されるわけですが、このような不正を生む組織的な何か関与があるのではないかと、いろいろなやみがあるのではないかと。これはひとつ、厚生労働省のみならず、内閣全体でこの問題についての危機感を共有していただき、徹底的に調査をしていただきたいと思っておりますが、内閣官房長官、御答弁をいただきます。

○国務大臣（仙谷由人君） おっしゃるとおりだと思います。社会保険庁のマネジメントといましようか、ガバナンスが、大変長期間にわたって社会保険庁の年金記録の当時の民主党が指摘したような問題を、生んだところ、この種の問題も含めて、是正する組織というものに変えただけでは、結局のところ、この種の問題も含めて、是正するといましようか、国民本位のサービスの提供ができるというよりも、かえってこういう、何と云うんですか、癒着の構造が外に拡散する、あるいは外の業者との関係でますます悪くなるというふうな事件だと思っております。ここは、私どもの方も、この刑事捜査が徹底的に行われることを、さらには、なぜこういうことが、ある種の公共調達の世界で、いまいましようか、サービスの公共調達の世界で起るのか、これは内閣としても、厳に、年金機構といわず他のところでも起らないように対策を本格的に考えていきたいと考えております。

○森ゆうこ君 実は私、この問題を大分前から調べておりまして、その過程で、実は日本年金機構の年金の記録システム、今レガシーシステムから新しいシステムへの変更が行われているんですが、巨額の税金を投入したにもかかわらず一向に作業が進みません。そもそもこのずさんな年金記録管理に毎年毎年一千四百億円近い税金が十年以上投入されて、既に一兆数千億の巨額の税金が積み込まれております。自民政権時代にこれだけのお金が使われたものでございまして。今、レガシーシステムから新しいシステムへの変更というのは、日本年金機構だけではなく……（発言する者あり）

○委員長（前田武志君） 質疑の妨げになりますから、御静粛にお願いします。

○森ゆうこ君 すべての省庁でこれが行われておりまして、既に特許庁におきましてこのレガシーシステムから新しいシステムへの移行について大きな問題が生じております。

これは、やはり、厚生労働省とか何々省というだけではなく、このシステム変更についても大変大きな問題がございますので、これは内閣としてしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、もしできましたら総理、全然通告していないんですけれども、御決意をいただければと思います。

○内閣総理大臣（菅直人君） 旧社保庁が変わったこの年金機構でこうした問題が起きたというのは、本当に二重三重に大変重いことだと考えております。

また、今特許庁のことも話に出ましたけれども、今霞が関の各部門でいろいろなコンピュータシステムが使われていることは承知をしております、それが果たして例えば民間に比べて適正な価格でしかも効率のいいものが使われているのか、かなり問題があるということをお前の総務大臣であった原口大臣なんかはかなり指摘をしておられました。

そういう点で、この年金機構の問題は、年金機構の問題そのものとしても重いわけですが、それ以外のところでのコンピュータシステムの問題についても御指摘をいただきましたので、しっかりと一度、調査といたしましうか、まずは現状把握をしてみたいと、関係部門に指示をしたいと思っております。

○森ゆうこ君 特許庁の不正が見付かったその発端は、要するに、基本設計というものをやっただけでそれをオープンにする、そこから詳細設計に入るわけですが、その発表された、納入された成果物、基本設計が実は全然できていない、ということが分かりまして大変な問題に発展していったわけですが、実は、年金機構のレガシーシステムの更改、これはもう既に基本設計ができているはずなんです、これはどうなんだろうという疑問がございますので、是非徹底的に調査をお願いしたいと思います。

次に、特会、独法改革について質問をさせていただきます。まず、今回、雇用・能力開発機構廃止法案が提出をされましたけれども、この法案は政権移行後初めての独法改革法案でございます、今後の前例となりますのできちんとしていただきたいと思っておりますので、まず総理に独法改革の基本方針について伺います。

○内閣総理大臣（菅直人君） 独法改革については、まず独立行政法人に関して、昨年十一月、事業仕分を取り上げたことに続き、本年四月には集中的に事業仕分を行ったところであり、現在その結果に沿って見直しを進めております。

今後、年内をめどにすべての独立行政法人の業務の全内容を例外なく検証し、その結果に基づき、各独法の事務事業や組織についての見直しの基本方針を策定し、今後の制度改革につなげていきたい、このように考えております。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。それで、行政刷新担当大臣に伺います。これから事業仕分第三弾ということなんです、その結果は今後の予算編成においてどのように生かされますでしょうか。

○国務大臣（蓮舫君） お答え申し上げます。これまでの事業仕分の結果は、あるいは各府省が独自に行った国丸ごと仕分の結果も併せまして、横断的な見直しを置いて、平成二十三年度の予算編成の過程に取り組んでいるところでございます。

特別会計あるいは独立行政法人の予算は、これは、概算要求の段階から、これまでの仕分の結果あるいは行政事業レビューシートに沿った反映を行っていただきまして、各府省が算出した行政事業レビューの反映額を合計しますと約一・三兆、この一・三兆の概算要求削減効果があったところがございます。

ただ、これから、まだ予算編成が行われているということで、委員御指摘の個別の事業に関しては、果たしてこれまでの仕分の成果が反映されるかどうかも含めまして、もし問題があるとした場合には第三弾の事業仕分の再仕分において取り上げていきたいと考えています。

○森ゆうこ君 必ずしも来年度予算にどの程度反映されるのかちょっと不明確なので、もう少しまたこれは今後テーマとさせていただきたいと思いますが、本日は会計検査院にお越しいただいております。
まず、鉄建公団、昨日少し質問にも出ましたけれども、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、この剰余金の報告についてどのような指摘をされたのか、金額も含めて端的に御説明をいただきたいと思っております。

○説明員(斉藤邦俊君) 報告の概要について御説明申し上げます。
会計検査院は、今回、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定に国庫納付が可能な余裕資金はないかなどについて検査いたしました。その結果、特例業務勘定の長期収支見込みについて、リスクを相当程度見込むなどして試算したとしても、当面の資金繰りのため、同勘定の資産のうち二千五百億円程度を留保しておけば将来の特例業務の実施に支障を生ずることはなく、平成二十一年度末の利益剰余金一兆四千五百三十四億円はこの額よりも約一兆二千億円多くなっており、余裕資金が生じていると認められました。
そこで、これまで一般会計が巨額の国鉄長期債務を承継したり、特例業務に対して多額の国庫補助金を交付したりしていることにかんがみまして、余裕資金の有効活用を図るため、会計検査院は、国土交通省に対しまして、国庫納付が可能な資金の額を把握いたしまして、将来においても余裕資金が生じていないか適時に検討することとするよう意見を表示したものでございます。

○森ゆうこ君 そこで、指摘を受けました国土交通省に伺いたいんですけれども、どのような対応を取られるのか、御答弁をいただきたいと思っております。

○国務大臣(馬淵澄夫君) お答えさせていただきます。
先ほど会計検査院の指摘というものを十分に踏まえながら、しかし、この一兆四千五百億という大変大きなポリュームの資金ということになります。これにつきまして、そもそもこの剰余金の成り立ち、これもかんがみながらということになります。
私どもとしては、まずはこれは関係省庁としっかりと協議をしながら判断をしてまいりたいと思っておりますが、先ほど会計検査院から指摘もありましたように、将来の年金の支払、これをリスクを勘案しながらというのと、これは過大な部分があつたかもしれないかもしれません。そこについてはしっかりと見直すので、これについてもしっかりと詳細を把握してまいりたい。また、鉄道に係る支援策、これは一部いろいろな方々から御示唆いただいておりますけれども、一川委員の先ほど質問にもありました、整備新幹線等の財源に充てるべきではないかという御議論もございまして、いずれにしても、こうした大変大きなポリュームの資金であるということも踏まえながら関係省庁と連携をしてしかるべき対応をしたいと、このように考えております。
私どもとしては、国交省が抱えているものだった、そういう考え方は持っております。政府全体の中で御議論ということも考えてまいりたいと、こう思っております。

○森ゆうこ君 いつまでに国庫に返納させるおつもりでしょうか。明快な御答弁はいただけますか。

○国務大臣(馬淵澄夫君) 先ほども申し上げたように、現行の法規ではこれは国庫に返納ができない状況になっておりますので、新たな法律の改正も必要となります。したがって、これは関係省庁と連携しながらということで、法案の策定も含めながら、併せてしっかりと連携を図って進めさせていただきたいと、このように考えております。

○森ゆうこ君 後ほど質疑をさせていただきますが、雇用・能力開発機構廃止法案、この問題について厚生労働省と相当何時間も激論を交わしました。

総理に伺いたいんですけれども、これからこういう独立行政法人の改革それから特別会計の改革、いろいろな理由を付けてお金を国庫に返納しようとしたしません。もっともらしい理由なんですよ、一見。しかし、私から見ますと、民間的な発想というかそういうことかからしますと、どうしても受け入れられないような論理で、後でやりましますけれども、返そうとしないんです。今回の会計検査院の御指摘は私は氷山の一角ではないかというふうに考えているんですが、他の法人等にもいろんなものが積み上がっていると思うんです。今後どのように対応されるおつもりなのか、国庫納付できる剰余金があるのではないかというふうに思いますけれども、総理の御見解をいただきたいと思います。

○内閣総理大臣（菅直人君） 今御指摘の鉄道・運輸機構については、本年四月に、我が党の事業仕分において、利益剰余金は国庫納付、国庫返納というふうに指摘をされたわけでありまして。その後、会計検査院の方からも、九月ですか、そうしたことが報告されております。今、森議員からも、ほかにも似たような例があつて、なかなか国庫納付、返納を認めないところもあると。確かに、いろいろな理屈を付けて、言わばすんなりとはいかないところもあります。基本的には元々の資金が、この場合もそうですが、最初のところで、いわゆる一般会計からの繰入れなどがあつた中で生まれたものでありますので、そういう点を考えてしっかりと返納していくべきものは返納させると、そういう方針で臨みたいと思います。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。総理はそういう強い方針をお持ちなんでございますけれども、なかなかどんどん下へ行きまじとそうはならない結果もございまして、是非よろしく願いを申し上げたいと思います。それで、なぜこのように特別会計あるいは独立行政法人にお金がたまっていくのか。このことについて、一昨日、会計検査院が、三省七特会千六百億円余ると類型を分けまして御報告をいただいておりますが、この点について端的に御報告をいただきたいと思ひます。

○説明員（鵜飼誠君） お答えいたします。会計検査院は、十月十三日、特別会計の一般会計からの繰入れにつきまして、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省に対しまして、会計検査院法第三十四条及び第三十六条の規定により意見を表示し、また処置を要求いたしました。御指摘の内容は特別会計、勘定ごとと異なっておりますが、概括的に申し上げますと、二十年度決算を対象に、効率性等の観点から、特別会計又はその勘定の歳入である一般会計からの繰入れは適切かつ効率的に行われ、特別会計又はその勘定に着眼して検査いたしましたところ、特別会計又はその勘定において、年度末の二月末に、一般会計からの繰入れの対象になる経費について、不用と見込額を把握して、一般会計からの繰入れを減額することができたものと認められるものが、三省五特別会計の合計で四百八十九億円。また、これとは別に、一般会計からの繰入れ額が過大となつていたものが二省二特別会計の合計で千三百三十三億円見受けられたというものでございます。

○森ゆうこ君 昨日も会計検査院からお聞きしたんですが、要するに、もう取れるものはどうか、既得権といえますか、特会にも繰入れがずっと慣行的に行われてきたものについては、たとえ不用になる可能性が分かっていたとしても、もらっておく、あるいは過大に請求しようとする。ここでもどんどん無駄が生まれ、そしてたまりがたまって、この財源をつくるために赤字国債を発行しているんですよ。財務大臣、こういう状況を何とか早急に改善できないでしょうか。

○国務大臣（野田佳彦君） 森委員のお尋ねにお答えをしたいと思います。不用が発生する原因というのはもう多々あるんですが、例えば金利が予定より低位で推移したために国債の利子の支払が予定より少なくなったりとか、あるいは財投特会の貸出しが見込みを下回ったとか、不用額が生じる原因はいろいろあると思ひますが、よくそれをやっぱり精査をして、効率的に予算が執行されて無駄のないように、一般会計、特別会計、総ざらいをしていきたいというふうに思ひます。

これをきちんと算定して、それを許可することによって初めて独法のガバナンス、きちんとできるんじゃないんですか。まず返させていただきたいと思いますが、大臣の明快な御答弁をお願いいたします。

○国務大臣（細川律夫君） この雇用促進住宅は三十三年までにすべて廃止をする、と、こういうことになります。そうしますと、この住宅を処分をしていかなければなりません。うまく処分できればそれはそれでいいわけなんですけれども、しかしなかなかそこに住んでいる方の退去についてお金が掛かる、そういうようなこともいろいろあって、そこで、いったん全部返して、それでその整理をするときにお金が掛かるから、じゃ、今度は国庫の方から交付金を、今度はいただくというところについては、これは雇用促進住宅がこれまで独立採算制でずっとやってきた、そういうところでありませうから、そこへ今度国庫の方から交付金をいただくということになれば、それはなかなか国民の皆さんにも理解がしていただけないのではないかと。こういうこととありまして、先ほど申し上げましたように、今年度末に移行いたしますから、そのときまでにしっかり精査をいたしまして、森委員の言われることは本当に徹底して精査をして、そして必要でない剰余金については国庫に返還をするということ、これをしっかりお約束をしたいと思います。

○森ゆうこ君 いろいろな理由と先ほど申し上げたいいろいろな理由のその一つなんです。どんな理由でも付けて、当然必要だ、近い将来必要だ、これからどうなるか分からないと、いろんな理屈を付けて返そうとします。総理、これが私が末端へ行くとうようになりますよという話なんです。これは、例えば財務大臣、今の話からしますと、今後、いったん剰余金を返すと、この後の雇用促進住宅の廃止、そういうものについて必要な経費をもらってこれない、財務省がノーと言うと、そういう心配があるからできないと言っているんですけど、そんなことありませんよね。当然、これは政策的な問題ですから、必要なお金であって、真っ当な経費の要求であれば、当然運営費補助金というところで、交付金ということ、私には交付されるものというふうな思っておりますが、そういうところがきちんとやらないと独立行政法人改革なんというのは到底できません、そう思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（野田佳彦君） 基本的にはそのとおりだと思います。

○森ゆうこ君 そのようにしていただけるそうですので、厚生労働大臣、是非よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次の質問に移ります。

次に、検察の問題について質問をさせていただきたいと思います。

検察への信頼が揺らいでおります。（発言する者あり）検察と申し上げました。検察への信頼が揺らいでおります。フロッピーディスク改ざん事件、もうあってはならないこととございますが、これは我が国の国家の基本を揺るがす大きな問題です。まず、総理並びに法務大臣にこの事件について基本認識を伺いたいと思います。

○内閣総理大臣（菅直人君） おっしゃるとおり、公益の代表者たる検察官が刑事事件の証拠を改変するというのは、まさに検察官としてあるまじき行為であると思えます。このような行為により懲戒免職の処分を受け、公判請求されるという事態に至ったことは誠に遺憾なことだと、国民の皆さんにおわびを申し上げたいと思います。

○国務大臣（柳田稔君） 森委員と同感でございます。言語道断、怒りを持って見ております。

○森ゆうこ君 それで、最高検の検証チームの進捗状況について伺いたいと思います。

どのような形で検証が進んでいるのか、御答弁を刑事局長、お願いします。

○政府参考人（西川克行君） 元厚生労働省局長村木さんの無罪判決を受けまして、最高検察庁においては検証チームを設立しております。これは、次長検事を筆頭に

たしまして、最高検の部長、それと検事によって構成するということをございます。この無罪事件の捜査の問題点等について現在検証を行っております。現在は判決や記録等を基に問題点の洗い出しを行っているという状況でございますが、今後は、年内をめどに、できる限り速やかに検証結果を取りまとめることができるよう検証を進めているものと承知をしております。

○森ゆうこ君 郵便不正、村木さんの事件に関しては、最高検も決裁を出してあります。そもそも、無実だと分かっていたのに逮捕、起訴、そして裁判を進め、さらには論告までしたと。最高検自体がこれを検証する資格があるのかどうか、こういうことも言われているということなんですけれども。そこで、法務大臣に伺います。法務大臣が一晚寝ずにお考えになって、第三者機関の設置を提言されました、御検討を始めていただきました。どの程度検討が進んでいるのか、人事はどのような形で行われるのか等について御答弁をいただきたいと思っております。

○国務大臣（柳田稔君） 最高検で検証が行われているわけでありまして、私のもとでもゆゆしき事態だという思いに至りまして、私の下に検察の在り方検討会議というのをつくることにいたしました。人選、何をするか等についてはいろんな方面の御意見を賜りながら進めていきたいと思っております。どうぞ森委員の方から、もうこうすべきだという御意見があればおっしゃっていただければと思います。

○森ゆうこ君 私は、人事案について御提案がございます。これは、法曹界というのはいろんな何かネットワークがあるようでして、きちんと検察についてしっかりと批判的な目を持って検証できる方、この数年、いろんな検察について今日の状況を予見した、そういう評論あるは、著書を発行している方がたくさんいらっしゃると思います。例えば郷原さんであるとか、それからジャーナリストでも今日のことを本当に予見したかのような様々な評論活動をされている方がいらっしゃいます。是非、健全な批判をされてきた方、そういう方、そして実務能力の高い方にこの第三者機関について御就任をいただければと思いますが、大臣の御答弁をいただきます。

○国務大臣（柳田稔君） 御意見として賜ります。ありがとうございます。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。続きまして、後ほどまた最高検の検証チームの問題についてはもう一回戻りますけれども、検察審査会について質問をさせていただきたいと思っております。検察審査会でございますけれども、一般国民が検察審査員や補充員に選任されるわけですけれども、どのように選任され、また選任されたことを知るの、いつ、どのような方法で知るのでしょいか。

○最高裁判所長官代理者（植村稔君） お答えをいたします。検察審査員と補充員の選任でございますが、大きく分けまして、候補者の選定段階、それと実際の検察審査員、補充員の選定段階、二段階に分かれております。まず、候補者の選定でございますが、毎年十月十五日までに各検察審査会ごとにより町村の選挙管理委員会から、第一群から第四群まで、これは任期が違っていきわけでございますが、百人ずつ、くじで選んだ合計四百人の名簿を出していただきます。この検察審査会の事務局は、この名簿の中から、法律によりまして検察審査員になることのできる方とされていられる方、七十歳以上の方で辞退を申し出られた方、あるいは重たい病気の理由で検察審査会により辞退が認められた方、こういった方を除きまして、名簿に残った人の中から事務局が第一群から各五人、第二群から各六人、第三群から各五人、第四群から各六人の検察審査員と補充員をくじで選定をいたします。お、このくじには、法律によりまして判事一名と検事一名が立ち会って公正な期すというこにされておきます。次に、国民の皆さんが候補者に選ばれたことや選定されたことをいつ知るかというところでございまして、四百人の名簿が検察審査会に送られた後に、つまり候補者に

なっただ段階で事務局から通知をいたします。これは時期的に申しますと十一月の半ば
なくらいでございませぬ。その後、実際にくじで検察審査員、補充員、それぞれ一
四群の補充員に選定されたことを知るのには、任期が始まりまして以降、最初
査会議が開かれるわけですが、その招集状がお手元に届いたときということ
に
以上でございます。

○森ゆうこ君 相当優秀な皆さんがこの検察審査会の事務局を
うんです。平成二十一年度からは裁判所の予算の中でこの人件費を見てお
小沢一郎議員の審査事件について、この十人の検察審査員、この平均年
じ人だと思ふんですが三回発表されております。なぜ三回、同じ人たちの平
発表することになったのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(植村稔君) お答えをいたします。これは検察審査会
の三回発表したのは事実でございます。検察審査会事務局とも御承知のとおり、
の指揮監督の下に仕事をしております。ご説明させていただきます。検察審査
の審査会事務官というのには裁判所事務官の中かから命ぜられておりま
しましても大変遺憾に思っております。この事務局長がこの事件について
東京第五検察審査会事務局長がこの事件についてこの年齢を担
たごう、当該起訴議決をした検察審査会の出席者、この年齢を担
ざいませぬ、これを足し上げたときに、お一人の年齢を忘
年を十一で、要するに人数の十一で割ったことにはな
ます。他の者がチェックするということにはな
す。最初の発表の後、この間違いに気が付きました。訂正
その後、もう一回の発表というのは、これは年齢の基
第五検察審査会では検察審査員や補充員の就任日、これ
ごいませぬ、改めて議決日の日計算して最後の発表

○森ゆうこ君 何も言えませぬ。それで、二回検察審査会
それで、二回検察審査会で起訴相当が出ますと強制起訴になるということ
は指定弁護士というものが選任をされます。どのようにして選任されませぬか。

○最高裁判所長官代理者(植村稔君) お答えをいたします。これは検察審査
検察審査会法四十一条の九の第一項というのがございまして、弁護士
所が行うことになっております。ただ、裁判所ではどなたが適任か、こ
は分かりませぬので、弁護士会に推薦をお願いいたしまして、この推
所が具体的な方を指定すると、こういうルールになっております。
ちなみに、東京には三弁護士会がございませぬので、その場合ど
うのごく簡単にお話しいたしますと、輪番で窓口となる弁護士会
ております。裁判所では、窓口となった弁護士会に話をもち込み
た弁護士会から、どの弁護士会がこの件については指定弁護士
いう情報をもらしまして、正式にその弁護士会に対して推薦依頼
なっておると聞いております。

○森ゆうこ君 そのようにして選ばれた指定弁護士、物すごい権限が
んです。今お話のございました弁護士会の推薦する指定弁護士の中には、
いう方もいっぱいいらっしゃると思います。私が聞きするところによ
に關しては、テレビで相当検察の肩を持って、この郵便不正事件
ういう方が推薦されているのではないかというようなお話も伺
はさしておき、この指定弁護士というのはどのような権限が付
か。

○最高裁判所長官代理者(植村稔君) お答えいたします。
検察審査会法に定めがございまして、指定弁護士は、起訴議決に係る事件

公訴を提起し、及びその公訴の維持をするため検察官の職務を行うというふうになっております。したがって、法令が検察官に認めた権限というのは行使することができるということになります。

○森ゆうこ君 つまり、逮捕状を請求することもできますね。そして逮捕をすることも、そして強制捜査、取調べ、起訴、つまり、今検事さんたちが持っているしゃるほとんどの権限を、あるいはすべての権限をこの指定弁護士は持つことになると考えられますが、いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(植村稔君) お答えいたします。
委員がおっしゃるとおりだと理解しております。

○森ゆうこ君 これが第二検察ができたと言われるゆえんでございます。でも、それを管理しているこの検察審査会事務局が十一人の足し算と割り算ができないということもまた事実でございます。検察審査会、この検察審査会の審査はどのような資料で行われるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(植村稔君) お答えいたします。
検察審査会法にいろいろ規定がございまして、かいつまんでお話をさせていただきますが、資料の関係でまず最初に出てくるのは検察官の関係でございまして、検察審査会の要求があるときは審査に必要な資料を提出しなければならないとされており、審査に出るというふうに思いますが、ほとんどの事件で不起訴段階の資料が審査に出るといふふうに思います。検察審査会は審査申立人を呼び出して尋問する、これができるといふふうになっております。逆に、審査申立人の方からは検察審査会に資料を提出することができないというふうな規定もございまして、それか、証人の関係でございまして、検察審査会は証人を呼び出して尋問することができるといふふうになっております。それか、あと、検察審査会の審査を助ける人として専門的助言者の制度とか、それか、弁護士さんに務めていただく審査補助員の制度がございまして、これを申し添えたいと思います。
以上です。

○森ゆうこ君 今ほどございました審査補助員、これはたった一人ですよね。それは後で答弁の中で答えさせていただきます。
今回の郵便不正事件のように、捜査をした検察官が証拠物そのものを改ざんしたり、あるいは大阪地裁で、村木さんの場合には検事が作った供述調書は信用性がないとして四十三通中三十四通が証拠採用されませんでした。却下されました。検察審査会は、つまり今の御説明ですと、すべての捜査資料、供述書などを審査の対象とするわけですが、では、どうやってこの審査員たちはこの証拠が本当に信ずること、信ずるに足る真正の証拠であるかどうかのように判断できるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(植村稔君) お答えいたします。
具体的な審査の内容を私も承知はしておりませんが、法律に表れたことから御説明をしたいと思っておりますが、審査資料をどのように評価するかにつきましては、検察審査会の方で検察審査会と協議するものを開いて、そこで検察審査員が評議することによって決せられることとなります。
そこで、先ほど述べましたように、検察審査員だけではなくなかなかこの問題の解決は難しいというふうな事象になりましたら、審査補助員、これは御承知のとおり、難弁護士さんがなされますが、事実上の問題点の整理をさせていただきます。これは御承知のとおり、整理、さらには問題点に関する証拠の整理などをすることになっております。それか、専門的助言者の制度を先ほど御紹介いたしました。つきましては、法律その他の事項に関する専門的助言ということになっておりまして、対象は法律に限られません。したがって、仮にでございますが、理科系のことが問題になるような場合もあるかと思いますが、そのような場合には、その辺りの専門家の方に助言を求めるとも制度上はできるということになっております。

○森ゆうこ君 今言ったことは、そういうことだろうということだけで、だれも中身は知ることができません。

もう一回法務省刑事局長に聞きたいんですが、今回のFD改ざん事件の最高検検証チームにおいて、前田元検事、前検事、これ、検察官は起訴休職の制度がございませんで懲戒免職と先日なりましたが、この方が捜査された案件について今検証は進んでいるんでしょうか。

○政府参考人（西川克行君） お答え申し上げます。

前田元検事の取り扱った事件につきましては、今回無罪になった事件だけではなくて、取り扱った事件につきまして、現在最高検察庁において調査を行っているものと承知をしております。

○森ゆうこ君 現物の証拠物まで改ざんするんですから、いろんなことが考えられます。新たな冤罪を生んで、今現在も生んでいるのではないかというふうな不安がございしますが。

前田元検事が小沢一郎元代表の捜査にかかわっていたということは事実ですよ。

○政府参考人（西川克行君） これは弁護士からの御指摘で明らかにされていることにかんがみお答え申し上げますが、確かに前田元検事はお尋ねの事件の捜査にかかわっております。

○森ゆうこ君 つまり、今回審査会の議決に使われた捜査資料あるいは供述書、これは前田元検事がかかわっている証拠物というのはたくさんあるわけですよ。これは本当に真正のものだったのか。あるいはどのような審査補助員の助言を得てどのような議論をされたのか、これは私も全くうかがい知ることができません。

審査補助員が本当に言ったかどうか分からないんですが、読売新聞で先日、審査補助員が今回の議論についていろいろお話しになっていらっしゃるんですよ。暴力団の事件、共同正犯、共謀罪、これを何か議論、判例として挙げたとか、ちょっとあり得ないようなお話が載っておりますが、そもそもこれを本当に審査補助員が外に向かって話したのかどうか、そのことをチェックすることさえもできないと思うんですが、端的に伺います。

審査補助員がこのような話を外に漏らしたか、それはどうやってチェックされるのでしょうか。そのための仕組みというのはあるのでしょうか。

○政府参考人（西川克行君） まず、審査補助員の発言内容の誤りをチェックする方法はあるかということですが、まず、そもそも検察審査会法上、審査補助員、これは、検察審査会が公訴権の実行に関して民意を反映させてその適正を図るために置かれたものであるということ踏まえ、審査会の自主的な判断を妨げる言動はしてはならないと規定をされております。審査補助員、これは、法律に精通した弁護士の中から選ばれるということであって、法律を遵守した活動を期待することができるといってございまして。

万が一、審査補助員が検察審査会の自主的な判断を妨げるような言動をしたような場合等引き続きその職務を行わせることが適当でないときは、検察審査会はその審査補助員を解嘱することができるものという規定が置かれているということですが、

○森ゆうこ君 その規定はあるんですけど、だれがチェックするんですか。

○政府参考人（西川克行君） 解嘱は検察審査会がやるということになりますので、検察審査員及びその会が実施をして、過半数の議決によって解嘱ができるということになっております。

○森ゆうこ君 専門家と十一人の審査員ですよ。

検察審査会の事務局にそのチェックを行う権限がありますか。

○最高裁判所長官代理人(植村稔君) チェックという意味が必ずしもよく分からないのでございますが、検察審査会の方で今法務省の方からお答えがあったような事態を認識すれば、その解嘱の手續というものに進むものというふうに理解をしております。

○森ゆうこ君 だから、そういうことをやっているかどうか、その事実をつかもうというか、そういうことを調べるというか、そういうことをやる機能はあるかと質問しているんです。

○政府参考人(西川克行君) 法律上は検察審査会の権限で解嘱ができるということでございますが、検察審査会の事務局がそのような事実をもし発見することができたらそれを審査会に伝えるということにはできるというふうに思っております。

○森ゆうこ君 もう一回聞きますね。検察審査会事務局にそもそもそのチェックを行う権限はありますか。

○政府参考人(西川克行君) 解嘱する権限自体は検察審査会にございまして、事務局にはございません。

○森ゆうこ君 裁判所や検察庁にその権限はありますか。

○政府参考人(西川克行君) 検察審査会は独立して職務を行うということになっておりますので、裁判所、検察庁にそのような権限はございません。

○森ゆうこ君 審査補助員の発言に疑義がある場合の会議録の当該部分の公開ぐらいはしていただかないと、今のようなお話ですと全く密室で我々ほうが知ることはできません。どのような補助が行われたかも分かりません。こういうふうに外でいろんなことを話していらっしゃる。読売新聞のこの記事はとんでもない内容ですよ。暴力団や政治家という違いは考えずに、私たち暴力団ですか、上下関係で判断してください、このような説明をした。こういうことをきちんとチェックする機能もない、権限もない。そして、強制起訴された場合に、その指定弁護士は検事と全く同じ権限を持つ、逮捕もできる、起訴もできる、尋問もできる。大変な状況です。

少なくともこの審査補助員の発言の会議録、当該部分の公開、そしてできれば、これは議事録は作るということになっているわけですから、このようなことについてきちんと情報を公開すべきである。これは我々だけの問題ではありません。すべての国民、この人権にかかわる問題でございます。どうぞ御検討をいただきたいと思っておりますが、大臣の率直な答弁をいただきたいと思っております。

○国務大臣(柳田稔君) 当面は運用状況を見守るべきであると考えますが、森委員、同じような御意見も承っているところでございます。どうぞ国会の中で議論をしていただいて、まとめればそれに従いたいと思っております。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。

政治とお金、政治とお金、後ろの方もいろいろやったんですけれども、このことについて私が具体的に、じゃ、その政治とお金の問題を説明できますか、どなたに聞いても説明できないんです。一体何の問題で捜査をされているのか全く分からない。是非公開討論を私とどなたかでやらせていただければなというふうに思います。

最後に、尖閣問題について伺いたいと思っております。現在の……(発言する者あり)

○委員長(前田武志君) 御静粛に願います。

西田委員、質疑者の後ろの席におられるものですから、余り大きな声を出すと質疑になりません。もう少し静粛に願います。

○森ゆうこ君 最後に尖閣問題について伺いたいと思っております。

私は、この間の経緯についてはあれこれ言いません。しかし、与党であれ野党であ

れ、絶対譲れない問題がございます。それは、検察に政治的判断を与えた、政治的判断をする権限を与えたのではないか、もしそうだとすれば、我が国統治機構そのものの問題であります。私は、それは決して認めることはできません。

この間の閣僚の御答弁、私はそれが大変心配でございます。是非答弁の内容を変えていただきたいと思ひますし、少なくとも、検察はもう捜査権、逮捕を含む捜査権、そして公訴権、今まで独占していたんですけれども、第二検察ということできちやいましたが、とにかく政治的判断の権限を与えたのではないということだけは明言していただきたいと思ひます。

○国務大臣（柳田稔君） 政治的判断をするようなことはないと思ひ承知いたしております。

ちなみに、釈放理由というところで那覇地検がいろいろと言っております。四つ構成されています。被害の程度、計画性の有無、そして前科、これは証拠に基づいて判断されたものだと思います。今問題になっているのは四番目で、日中関係とかそういうものが問題になっていますが、これにつきましては、もう御存じのように地検が外交判断をしたわけではございません。外務省の職員を呼んでお話を聞いて証拠として判断したものと、私はそのように理解をさせてもらっております。

繰り返しますけれども、政治で判断をしたことはございません。

○森ゆうこ君 まだまだたくさん言いたいことはありますが、これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○委員長（前田武志君） 関連質疑を許します。米長晴信君。